

令和7年度食農体験講座企画運営業務 仕様書

1 目的

本県農林水産業への理解を深め、県産品を選ぶ意識を醸成するため、小中学生及び大人を対象とした農業漁業体験及び調理講座等の食農体験講座を開催する。

2 業務名

令和7年度食農体験講座企画運営業務（以下「委託業務」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

4 委託業務内容

小中学生及び大人を対象に、食や命の大切さを実感するとともに、農林水産業と食の関わりや食文化の継承など食育の意義を考える機会となるよう、食農体験講座を開催し、運営に係る下記の業務を実施すること。

(1) 小中学生対象の講座の開催

- ア 県内小中学校において農業漁業体験又は調理講座を合計12回以上開催すること。
なお、実施校は青森県農林水産部食ブランド・流通推進課（以下「食ブランド・流通推進課」という。）が、農業漁業体験、調理講座ともに各6校を目安として募集することとしている。
- イ 小中学校、農業漁業体験先及び調理講座講師と実施内容の調整を行うこと。
- ウ 調理講座講師の選定及び講座の実施に当たって、「あおり食命人ネットワーク」と調整すること。
- エ 「あおり食育サポーター」を講師又はボランティアスタッフとして1人以上活用することとし、サポーター運営事務局との調整を行うこと。なお、サポーターへの報酬及び旅費は委託料に含まない。
- オ 開催後にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(2) 大人対象の講座の開催

- ア 子育て世代から高齢者まで（概ね20歳代～70歳代）の大人を対象に、農業漁業体験と食育講座（講話、調理実習等）を効果的に組み合わせた食農体験講座を合計10回以上開催すること。
- イ 講座は県内3地域以上で開催すること。
- ウ 講座内容の企画及び運営（参加者の募集・取りまとめを含む）を行うこと。
- エ 「あおり食育サポーター」を講師又はボランティアスタッフとして1人以上活用することとし、サポーター運営事務局との調整を行うこと。なお、サポーターへの報酬及び旅費は委託料に含まない。
- オ 参加者の募集や実施内容の普及に係る情報発信を効果的に実施すること。
- カ 開催後にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(3) 各種手続等

講座の開催に係る講師依頼、講師への謝金等支払、消耗品等調達、借上げバス等手配、講座資料配付、会場設営については受注者が行うこと。

(4) 実績報告書の提出

業務終了後、業務実績をまとめた報告書（様式任意）を提出すること。

5 その他

(1) 委託料は、本業務に係る全ての経費を含むものとする。

(2) 本業務の実施に当たって、受注者は食ブランド・流通推進課と十分な連絡調整の上、行うものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、食ブランド・流通推進課と協議の上、決定すること。

(4) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の現地検査等の対象となる場合があることから、関係書類は令和13年3月末まで保管すること。